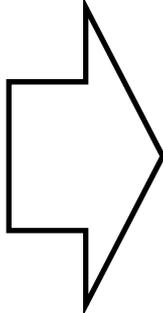


## 平成27年度から自動車税の重課割合が変わります

平成26年度税制改正により、環境性能の良い自動車の軽減割合を拡充する一方、新車新規登録後一定年数を経過した自動車の重課割合が引き上げられました。

重課される自動車の経過年数 (新車新規登録後)	平成26年度		平成27年度
ディーゼル自動車	<u>10年</u>		<u>11年</u>
ガソリン自動車・LPG自動車	13年		13年
重課率	概ね <u>10%</u>		概ね <u>15%</u> (※)

(※) バス・トラックの重課率は概ね10%です。

### 【平成27年度に重課対象となる自動車】

ディーゼル自動車	平成16年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
ガソリン自動車・LPG自動車	平成14年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

### 【お問い合わせ先】

主税局課税部計画課自動車税係 03-5388-2954

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

(平日 午前9時～午後5時)